

平成26年 教育委員会第23回定例会 会議録

日 時 平成26年12月24日（水）

午後 3 時00分～午後 4 時55分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会の教育目標及び平成27年度千代田区教育委員会の基本方針

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 移動教育委員会の開催（1月27日 九段小学校・幼稚園）
- (2) 子ども・子育て支援事業計画（案）の策定

【子ども支援課】

- (1) 東神田地区における私立認可保育所の整備
- (2) 国土交通省内認証保育所 新規運営事業者の決定

【指導課】

- (1) 富士見小学校 校庭芝生化に関するアンケート（結果）
- (2) 平成26年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（東京都）の結果（確定版）
- (3) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（11月）

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 平成26年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価 有識者意見
- (2) 教育委員会行事予定表
- (3) 広報千代田（1月5日号、1月20日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（10名）

子ども・教育部長	高橋 誠一郎
次世代育成担当部長	大矢 栄一
子ども総務課長	村木 久人

副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	北村 雅克
子育て対策担当課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
学務課長	伊藤 司
指導課長	佐藤 興二

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

参事（子ども健康担当）	田中 敦子
-------------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長	<p>それでは、開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合には、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。</p> <p>ただいまから平成26年教育委員会第23回定例会を開会します。</p> <p>本日、田中参事は公務のため欠席いたします。また、辰島子ども施設課長は公務のため遅参いたします。</p> <p>なお、今回の署名委員は、古川委員にお願いいたします。</p>
古川委員	<p>承知しました。</p>

◎日程第1 協議

子ども総務課

（1）千代田区教育委員会の教育目標及び平成27年度千代田区教育委員会の基本方針

近藤委員長	<p>日程第1、協議に入ります。</p> <p>千代田区教育委員会の教育目標及び平成27年度千代田区教育委員会の基本方針について、子ども総務課長より説明を願います。</p>
子ども総務課長	<p>それでは、協議事項、千代田区教育委員会の教育目標及び平成27年度千代田区教育委員会の基本方針についてでございます。</p> <p>こちらにつきましては、先般のこの委員会におきまして、委員の皆様のご意見をお聞きしたところでございますが、それをもとに事務局のほうで再度内容を精査いたしまして、本日、改めて案という形でお出しさせていただいております。</p>

こちら、見方でございますが、資料のほう、1枚おめくりいただきますと、色刷りになってございます。この赤で記載されているところ、それから赤の下線及び見え消しの線が引いてあるところでございますが、こちらにつきましても、前年度との比較の上で、本年度修正した部分ということで、前回お出しした資料につきましてもこのような訂正がなされていたところがございます。

それから、黄色の網かけの部分、こちらにつきましても、先般のこちらの委員会で、委員の皆様からご意見をお伺いした際に出ましたご意見を踏まえて修正した部分でございます。

それから、緑色の網かけの部分でございますが、こちらが、事務局のほうで改めて内容を再検討させていただきまして、必要と見られる文言整理等を行った部分でございます。

個々の修正部分についてのご説明はここではいたしません、全体的内容といいたしましては、大きくは変更しておりません。今申し上げましたように、表現部分、その他につきましても、若干の修正を加えさせていただいたところがございます。

ご説明は以上でございますが、本日、皆様の意見をお伺いした上で、改めてこちらのほうは、教育委員会の議決事項として上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。今日は協議、今ご説明があったように、2回目の協議ということですが、今回、また新たに幾つか事務局のほうで文言訂正等、また、ほかのものとの見比べでいろいろと加筆された部分が、特にグリーンの部分ですね、ございます。

ご意見いかがですかね。出てまいりますか。

どうぞ。

中川委員

見させていただいたんですが、全体的にこれで問題ないのではないかと、よくできているのではないかと思いましたが、3ページ一番下の行の「等しく良好な環境が子どもたちに提供できるよう」という、この「が」は、「等しく良好な環境を子どもたちに提供できるよう」のほうがすっきりくるなと思ったんですが。

子育て対策担当課長

そのとおりだと思います。すみません。

それと、あと、その行を今見直しましたら、その少し左側の「保育サービスの講師」の「講師」は、「公私」のほうでお願いできればと思います。失礼しました。

中川委員

「区内の全ての子どもが保育サービスの」、ここですね。

子育て対策担当課長

はい。

近藤委員長

どうぞ。

子ども総務課長

もう1点修正がございます。ご指摘を忘れていました。

7ページの下から2つ目の黒丸のところでございます。こちらの修正がございましたが、修正が入っていませんでしたので、その部分を修正させていただきます。口頭で申しわけございません。

この部分は、「児童・家庭支援センターにおける0歳から18歳までの子どもと子育てに関する総合的な相談体制の中で」ということで、その中にあります緑がかかっている「相談機能を集約し」、ここは消しておりますが、その後の「教育相談」、それから「スクールカウンセラーを含めた」という、この部分については、特段これだけを出して例示するということが適切ではないのかという意見が内部でございまして、この部分については削除させていただきたいと考えております。こちらの文章の案につきましては、もう一回読み上げますと、「児童・家庭支援センターにおける0歳から18歳までの子どもと子育てに関する総合的な相談体制の中で、保護者と子どもたち一人ひとりの課題を共有するなど、子育て支援や児童健全育成の支援の充実を図る。」というふうに案を修正させていただきたいと思います。この部分は修正が抜けておりましたので、申しわけございません。口頭で訂正させていただきます。

以上です。

近藤委員長 そのほか、ご意見等ございますか。  
どうぞ。

古川委員 4ページの上の(3)の発達支援・特別支援教育の推進のところですが。前回のときにも一部申し上げたところだったんですが、改めて見て、そこはまた別に、下から4行目あたりから緑の網かけがしてあって、「スクールカウンセラーや」と、あと「及び児童館」というところが消してあるんですけども、これ、どうして消されたのか、もしかして説明があったかもしれませんが、教えていただけないでしょうか。

近藤委員長 いかがですか。

子ども総務課長 この部分につきましては、児童館へはスクールカウンセラーは派遣していないということで、この部分を削除させていただいたものです。

古川委員 では、児童館にはスクールカウンセラーも発達支援アドバイザーも派遣されていないのが実態ということで。

子ども総務課長 はい。

古川委員 この個に応じた支援・指導をするという内容で、スクールカウンセラーが消されているのは、こども園や幼稚園や学校には配置されていると思うんですけども、発達支援、特別支援教育に特化した内容のことだからということなんでしょうか、スクールカウンセラーを消したというのは。

指導課長 この文脈で、スクールカウンセラーはそもそも教育相談という立場に入っております。その中の1つとして、発達支援・特別支援教育というのがございます。それで、先ほど子ども総務課長のほうからお話がありましたように、スクールカウンセラーは児童館への派遣というようなことにはなっていないという、そういう文言の整理から、今回は発達支援アドバイザーに特

化した文章にしているものでございます。ですので、発達支援アドバイザーは特別支援教育に特化した役割を持っているもので、スクールカウンセラーとは役割が違うもので、その意味合いをあらわしたものでございます。

なお、スクールカウンセラーにつきましては、総合相談のところで位置づけていたかと思いますので、そちらのほうで、総合的に子どもたちの相談窓口になっていますよというような体制になっています。

子ども総務課長

私の間違いで、再度訂正させていただきます。

ここは、スクールカウンセラーではなくて、発達支援アドバイザーを児童館に派遣していませんので、この「及び児童館」は、この部分を削除したものでございます。すみません、訂正させていただきます。

近藤委員長

わかりました。

何かございますか。

古川委員

では、ついでになんですけれども、発達支援アドバイザーは児童館に派遣を現在されていないということですが、以前はされていたんでしょうか。もともとされていなかったんでしょうか。

指導課長

もともと派遣されておりました。

古川委員

わかりました。ありがとうございます。

近藤委員長

そのほかはいかがでしょうか。

今、全部で4カ所、5カ所ぐらいでしょうか、訂正、そのほかございましたけれども。

事務局のほうで、今後さらに検討を加えて、次回、議案としてと、先ほどおっしゃいましたか。

子ども総務課長

そうですね。次回か次々回かあたりで出したいと考えております。

近藤委員長

次回か次々回かあたりですか。

それでは、今、特に意見はもうないような状況と受けとめますけれども、まだ時間的には余裕があるようですから、再度じっくりとご覧いただいて、会議の場ではありませんけれども、何かお気づきのものがあれば、事務局にご連絡をしつつ、事務局のほうで検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

先へ進んでよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

では、先へ進んでまいります。

## ◎日程第2 報告

### 子ども総務課

- (1) 移動教育委員会の開催（1月27日 九段小学校・幼稚園）
- (2) 子ども・子育て支援事業計画（案）の策定

### 子ども支援課

- (1) 東神田地区における私立認可保育所の整備
- (2) 国土交通省内認証保育所 新規運営事業者の決定

## 指導課

- (1) 富士見小学校 校庭芝生化に関するアンケート（結果）
- (2) 平成26年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（東京都）の結果（確定版）
- (3) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（11月）

近藤委員長

日程第2、報告に入ります。

初めに、子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課からの報告事項の（1）移動教育委員会の開催についてでございます。

移動教育委員会、本年度につきましては、先般の神田一橋中学校への視察、これ1回だけとなっておりますので、さらにもう一回ということで、1月の教育委員会を九段小学校・幼稚園でということで、現在、検討しているところでございます。

この資料のほうをご覧くださいますと、「27日（火）第〇回」となっておりますが、これは、例年、慣例として、1月の第2火曜日の教育委員会定例会を実施しないこととしておりまして、1月につきましては、第4火曜日から実施してございますので、それで回数は入れておりません。

こちらの趣旨といたしましては、九段小学校は、委員の皆様、既にご存じのとおり、改築の計画が進行しておりますので、その改築前の校舎視察ということで、その改築状況等につきまして、こちらのほうで質疑等をするような形を考えてございます。

日程につきましては、ここに記載してございますとおりです。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

これについてのご質問はいかがでしょうか。

（なし）

近藤委員長

特になければ、先へ進んでまいります。

それでは、次をお願いします。

子ども総務課長

では、子ども総務課からの報告事項（2）子ども・子育て支援事業計画（案）の策定についてでございます。

こちらにつきましては、本日、ホチキスでとめてございます厚めの資料を1冊ご用意しております。こちらは、先日行われました子ども・子育て会議にご提示させていただきました、その時点におきまして事務局として考えていた子ども・子育て支援事業計画の案でございます。

こちらの計画につきましては、平成27年度から新たに始まります子ども・子育ての新制度、それにあわせて、各自治体において子ども・子育ての支援事業計画、保育園ですとか、そのほかの地域の子ども・子育て支援事業についての向こう5年間の量の見込みと確保方策ということで、需給計画を出すということになっておりますので、それに基づいて策定を予定している

ものでございます。

子ども・子育て会議の場でも申し上げましたが、本日、おつけした資料の内容・構成等につきましては、かなり大きく変更の可能性がございます。事務局内部で、子ども・子育て会議の場までに調整が十分つきませんでしたので、一応その段階での事務局案ということで、1つのイメージというような形で出させていただきました。

資料をご覧いただきたいのですが、最初に、目次のところをご覧ください。

こちらに計画の概要から書いてございますが、Ⅲの子ども・子育て支援事業計画とございます。こちらが、いわゆる法定計画の部分ということになります。38ページをご覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、法定計画ということで、子ども・子育て支援法に基づきまして、必要な記載をこちらにしているところでございます。

最初に、教育・保育提供区域の設定、それから、人口フレームの設定、これ、人口フレームというのは、今後、向こう5年間の人口の増加見込み、千代田の場合は増加する見込みでございますので、増加見込みのほうを記載しているものです。

それから、41ページの3、これ以降が計画の本体ということになりますが、量の見込みと確保方策という形で表現されてございます。これは、今回の計画がそれぞれどの程度の需要があるのか、それに対して、確保方策とっておりますが、どういった供給をしていくのかを計画上、数値で示すこととなっておりますので、こういったタイトルとなっているところでございます。

内容につきましては個々にご説明はいたしません、次のページ以降にございますように、幼稚園、こども園、保育園、これらについて、それぞれ0歳、1～2歳、3～5歳という形で、さらに麴町地区、神田地区と分けまして、どの程度の量の見込み、つまり需要があるか、それから、それに対してどの程度の確保数、つまり定員を確保できるかということに記載しております。

それから、47ページ、こちらは地域の子ども・子育て支援事業になります。ここに表がございます。1番から13番までございますが、こちらが法定の地域の子ども・子育て支援事業ということで、これら13種の事業について、それぞれの自治体において向こう5年間の量の見込みと確保方策の考え方を示すということになっております。

個々の内容等につきましては、ご説明を省かせていただきますが、今のところこういった内容で考えているところでございます。

それから、冒頭申し上げましたが、この全体の構成につきましては、65ページ以降に次世代育成支援事業という形で出ておりますが、千代田区で現在、次世代育成支援法に基づく次世代育成の支援行動計画というのがございます。そちらの行動計画につきましても、こちらの計画とあわせてというふ

うに考えたところでございますが、次世代育成支援行動計画のほうが計画自体としては広いものでございますので、その中にこの子ども・子育ての支援事業計画を取り込むような形で、全体として、千代田区の次世代育成支援計画全体が見えるような形で今考えているところでございます。そちらの修正案につきましては、改めてご提示させていただきたいと考えております。

本日、こちらの計画の全体の構成につきましては、1つの参考ということでお出しさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

法定計画部分については、今申し上げましたように、3番の子ども・子育て支援事業計画、37ページ以降に記載されている部分ということになります。

ご説明につきましては以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

内容は非常に多岐にわたっておりまして、何かお目通しされて、ご質問でもあれば、いかがでしょうか。

どうぞ。

中川委員

内容ではないんですけども、地域の名前について、神田地区なんですけれども、この間、区のほうで策定された、神田という冠詞をつける地域ができましたよね。三崎町もついているんじゃないかなと思うんですが。

子ども総務課長

そちらにつきましては、こちらの計画実施時点におきます平成27年度の初めには、まだ神田冠称のほう、施行されていけませんので、つけない形でこちらには掲載させております。いずれにしても、もし計画途中でつくようなことがございましたら、その時点で修正させていただきますので、よろしくお願い致します。

中川委員

はい。

近藤委員長

そのほかはいかがですか。

それでは、先へ進んでよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

それでは、次に、子育て対策担当課長より報告を願います。

子育て対策担当課長

資料ですが、まず「東神田地区における私立認可保育所の整備について」と、あと、続いて「国土交通省における認証保育所の整備について」、この2件について、あわせてご報告させていただければと思います。

それでは、東神田地区における私立認可保育所の整備についてご説明したいと思います。

まず、1番の整備目的ですが、千代田区の東部、東神田・岩本町地域では、現在、保育施設としては「あい・ぽーと小さな家 東神田」という定員5人の家庭的保育事業のみが運営している状況です。また、周辺地域には、いずみこども園が大きな定員の保育園、そこしかないという状況のため、増大する保育需要に対しての供給が厳しい状況でございます。また、この地域、今後3年間で大体574戸のマンションが、小さいマンションが多いんですが、そうしたマンションが3年間で大体574戸程度できるということが、

今の現状で判明しておりまして、人口の増加が今後見込まれるということで、今回ご報告する認可保育園を開設したいと考えております。

設置の手法ですが、保育事業者からのご提案をいただいて、それに基づいて民設民営方式で行うものです。

3番のスケジュールの予定ですが、改修工事につきまして、表の番号でいきますと、3番の改修工事ですが、こちらが2月28日には終わる予定です。その後、VOC検査などを、東京都の検査などを含めて、3月中にそちらの検査を済ませた後、4月1日に開園を予定しております。

また、3月中につきましては、地域の皆様方への見学会や、あと保護者会などの説明会を実施する予定でございます。

4番の施設概要です。こちら、仮称ですが、あい保育園東神田という名前を予定しております。

場所につきましては、東神田二丁目6番5号、東神田ビル2階、3階を予定しております。

1枚おめくりいただきまして、まず、地図のほうでございます。

靖国通り、下の大きな通りが靖国通りでございまして、場所的にいきますと、ちょっと赤い星印があるところがこの東神田ビルになります。

こちらの構造については、鉄骨造、また、延べ床が455平米。

開所時間につきましては、朝7時15分から午後8時15分までの予定です。

基本保育時間は、朝は一緒に、午後6時15分までということで、延長保育時間が2時間でございます。

定員につきましては、合計で63名、0歳児が9名、1歳児が10名で、2歳から5歳児までは各11名という予定です。

開設時期は、平成27年4月1日でございます。

園庭の代替としましては、和泉公園、地図からは切れておりますが、和泉公園を予定しております。

運営事業者につきましては、港区に東京本部を置いております株式会社アイグラン、広島県が本来の所在地となります。資本金につきましては5,000万円、売上につきましては37億2,000万円、従業員数につきましては1,859名という、比較的保育事業者の中では大きい会社です。

実績につきましては、港区などを中心に、広島県、大阪府に合計で32園持っております。また、事業所内保育園を184園持っております。

3ページをご覧ください。

そちらの5番でございます。所要経費につきましては、整備にかかわる補助ということで、区のほうからは1億1,602万1,000円という状況でございます。区からの一般財源は、大体9,000万円を見込んでおりまして、国や都からの補助金、特定財源といいますと、大体2,500万円程度が入ってくる見込みでございます。実際には、事業者のほうの持ち出しが1億7,000万円程度と聞いておりますので、その分の大体4分の3から、そのぐらい区のほうで補助するという中身になっております。

こちらの説明は以上でございます。

もう一つ、一緒にご説明させていただきたいと思います。

国土交通省における認証保育所の整備ということで、以前ご説明させていただいたんですが、現在、国土交通省内の中にある認証保育園が、一旦、来年3月31日をもって廃園いたします。そちらの事業者、小学館アカデミーのかすみがせき保育園、こちらが、3月31日をもって国土交通省内の認証保育所は廃園と。ただ、来年の4月、平成27年4月1日からは運営事業者がかわります。

2番の経緯のところの一番下ですが、新たな事業者として、学研ココファン・ナーサリーという事業者が選定され、運営されることになりました。現在、東京都のほうに事前協議を行っておりまして、こちらの協議の中身がうまくいけば、認定申請書を2月に提出して、3月には運営事業者の交代がありますので、児童の特性などを引き継いだり、運営を引き継いだりとしまして、今度、学研ココファン・ナーサリー霞が関園という形で、保育園は基本的には名称変更をする形になります。

所在地につきましては、霞が関2-1-3になります。地図のほうを見ていただきますと、国土交通省内でございます。

こちらにつきましては、開所時間等、現在、資料裏面の(4)のところでございますが、午前7時から午後8時までということで、現在午後10時まで行っているところですが、それを8時までちょっと縮める形になります。また、予定定員につきましても、現在30名で行っておりますが、21名、9名減して行う予定でございます。

こちらにつきましては、なかなか保育士の確保ができないので、開所時間を22時まで、午後10時まで広げるのが難しいという点と、あと予定定員につきましても、やはり確保が難しいということで、定員を減しているところがございます。

運営事業者につきましては、品川区西五反田2丁目11番8号にあります学研ココファン・ナーサリーということでございます。

こちら、千代田区内、ココファン・ナーサリー神田万世橋ということで、平成25年4月に交通博物館の跡地にできました認証保育園をやっているところでございます。

また、所要経費につきましては、既存施設の継続使用のため、開設経費は発生しないということで、区の持ち出しはないというところがございます。

また、小学館アカデミーの今のかすみがせき保育園のほうですが、定員30名と、先ほど申し上げましたが、現在そこに在園する園児は12名でございます。そのうち区民の方が6名いらっしゃいます。これから保護者会等を通じまして、4月からのこの保育園につきましても、そのまま引き続きご使用いただけるかどうか、これからの協議となります。

説明は以上でございます。

ありがとうございます。

近藤委員長

2つあわせていかがでしょうか。ご質問等ございますか。  
どうぞ。

中川委員

まず、東神田のほうのあい保育園東神田ですけれども、都心での遊び場の実績というふうに書いてあって、子どもたちをどのようにするかということが書いてあるんですけども、千代田区が支援するとなりますと、ほかの保育園と同じように、同じ状態で子どもたちを育てるということとなります。これを見る限り、もう少し工夫をしないと、同じような状態にならないなという気がするんですけども、その辺は。

子育て対策担当課長

遊び場とかについてのご質問だとは思いますが、まず園庭自体は、代替として和泉公園のほうを指定させていただくところではございますが、近くに佐久間公園というのがございますほか、あともう一つは、旧今川中学校などの利用もさせていただけないかなと考えております。そちらについては、今後の協議になるかとは思いますが、遊び場の確保については、なるべくお子さんたちの発達、成長が等しくなるような確保というのを目指していきたいと考えております。

中川委員

それから、こちらの国交省のほうの事業所ですけれども、今、区内在住の人は何人かいるとおっしゃっていましたが、これは国交省の職員だけの保育所でしょうか。それとも、例えば逋信病院のひまわり育児室みたいに、勤めていなくても地元の子を受け入れていますか、そういう保育園ですか。

子育て対策担当課長

今現在もそうですが、東京都の認証保育所という施設なので、都民の方なら誰でもご利用できるという施設になります。先ほどご説明したのは、現在の小学館アカデミーのほうで、在園児が12人のうち、区民の方が6人いらっしゃいます。基本的には、国交省の中の職員の方が大体お使いなんですけど、そうでない方も、要は6名、6名というか、国交省でない方のご利用もございます。基本的には、東京都民の方であればご利用いただけるということでございます。なので、当然、国交省だけではなくて、ほかのところの官庁の方もお使いになっている場合がございます。

中川委員

子育て対策担当課長

千代田区としては、どのような補助をするのでしょうか。

認証保育所の補助ですので、こちらの施設についての補助は、そのお子さんにかかる補助だったり、あと、保育従事者の方々の処遇改善の補助だったり、また、研修にかかわる補助だったりとか、個々具体的にさまざまな補助のほうは行っているところでございます。

中川委員

近藤委員長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

特になければ、先へ進んでまいります。

次に、指導課長より報告を願います。

指導課長

指導課より3件ご報告をさせていただきたいと思っております。1件1件、個別にご報告をさせていただきます。

まず、1件目ですけれども、富士見小学校の校庭芝生化に関するアンケート

ト（結果）でございます。

ステープラーどめの資料、3枚あります。こちらのほうをご覧くださいければと思います。

この校庭芝生化に関するアンケートの調査目的につきましては、子どもたちや、あるいは保護者、教員を対象としまして、その関係者の意識を確認するものでございます。

調査の方法といたしましては、アンケート形式の質問紙法調査でございます。ただ、小学校1～2年生は、文字を読んで回答していくというのはなかなか難しい発達段階にございますので、担任から口頭質問による調査となっております。

調査期間は、11月18日火曜日から12月3日水曜日までの間に実施をいたしました。

回答率でございますけれども、児童につきましては、全児童358名中354名、提出率98.9%、回答しております。教職員につきましては、22名の100%でございます。保護者につきましては、家庭数で調査をいたしました。家庭の数が306家庭あるうちの231家庭がご提出になりまして、75%となります。地域関係者につきましては48名、こちらは、町会長さんをお願いをして、町会関係者の方々でご協力いただける方にご回答いただいたものと、あと、施設を利用している方々にアンケート協力を依頼したものでございます。

集計結果についてでございますが、まず1番、「校庭で楽しく遊んでいますか」、児童、教職員、保護者、地域関係者、それぞれ聞いております。青色が肯定的に「はい」と、赤色が「どちらかと言えばはい」、青と赤を合わせて肯定的な意見というふうに見ただけだとよろしいかと思えます。一方、緑色の「どちらかと言えばいいえ」、紫色の「いいえ」、否定的な意見というふうに捉えていただくとよろしいかと思えます。

その1番の「校庭で楽しく遊んでいますか」、児童は76%、教職員は95%、保護者は86%、地域関係者は85%と肯定的なご回答をいただいております。

2番の「校庭が芝生でよかったですか」、児童が83%、教職員が86%、保護者が71%、地域関係者が46%が肯定的なご回答をいただいております。児童、教職員、保護者は7割を超える肯定的な意見に対して、地域関係者は5割を若干下回っております。

続きまして、3-1「校庭が芝生でよかった理由」、こちらは児童の回答です。

選択肢が3つございまして、4点目は「その他」になっております。「転んでも痛くない」が161名、45%の子がご回答しております。「気持ちがいい」は228、64%の子です。「他校と違う特別なところ」ということで141名、39%。「その他」で24人の子が回答しております。6%のお子さんです。

その他の内容が右の四角囲みにありまして、主な意見といたしまして、

「夏が涼しい」というのが10名のお子さん、「砂埃が舞わない」というのが3名、「においがよい」、「見た目がよい」、「ふわふわしている」、「虫がいっぱいいる」あるいは「芝生の成長が見えて心がすっきりする」なんていうご回答をしているお子さんもいらっしゃいます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。

次に、3-2「校庭が芝生でよかった理由」、こちらも実数での複数回答となっております。教職員、保護者、地域関係者のみのご回答です。

選択肢は4つございます。「日常的な自然との触れ合い」、こちらのほうは、保護者、回答数が多いので、108と多くなっております。それぞれ割合でいきますと、教職員が63%、保護者が47%、地域関係者が29%になります。「体幹が鍛えられる」、教職員72%、保護者56%、地域31%。「大きな怪我になりにくい」、教職員が72%、保護者が46%、地域関係者が18%。④の「夏の暑さが和らぐ」が、順に41%、29%、14%で、「その他」はこのようになっております。

こちらのその他の主な意見といたしまして、教職員では、「芝生の感触を楽しむ姿が見られる」とか、「足の裏に刺激を与えることはいい」とか、あるいは「児童の心の安定につながる」というようなご意見をいただいております。保護者は、「見ているだけでも楽しい」とか、あるいは「気持ちいい、のびのびと遊んでいる」、「砂埃の飛散による健康面や周辺住宅への害が減少する」などが挙げられております。地域関係者は、「芝生があることはすばらしい」とか、ただ、「養生期間の短縮があれば、なおよい」というようなご意見がございました。

一方、4-1で「校庭が芝生でよくない理由」ということで、子どもだけの回答はこのようになっております。

主なその他の意見といたしましては、「虫が多い」だとか、「芝が冷たい」だとか、「ふわふわではない」だとか、「すぐにはげる」だとか、「運動会のときに芝がはげていて痛い」とかというような意見がございます。

また、4-2の「校庭が芝生で良くない理由」の教職員、保護者、地域関係者でございますけれども、こちらのほうも選択肢が4つございます。「養生期間の使用制限」については、教職員4、保護者72となっておりますが、大体31%です。地域関係者が25と多うございまして、52%の方がご回答いただいております。「養生期間、屋上校庭等へ移動する必要性」というのを、よくない理由として挙げているのが、保護者が43人で18%、地域関係者が19人で39%、③の「球技などに不適」というのが、保護者が15人で6%、地域関係者が10人で20%、④の「芝生が身体に合わない児童の存在」については、アレルギーだとかそういうようなことを言っている保護者が11人で4%、地域関係者が1人で2%。「その他」で、保護者が10人で4.8%、地域関係者が9人で18%ございます。

次の3ページ目に、芝生でよくない理由、それぞれコメントを、主な意見を載せております。

教職員としては、「芝がだめになるのを気にしながら授業をしなければならない」、「人工芝のほうが管理が楽だと思ふ」だとか、あるいは「四季がある日本で校庭芝生化は難しいのでは」というようなことが述べられています。

保護者につきましては、「健全育成という大きな目的を第一に考えると、使用に制限があるべきではない」というようなご意見だとか、「子どもの発育に支障が出るのでは本末転倒である」、「工夫していろいろな遊びを体験できる小学生には適していない」だとか、「活動が制限される」、「芝生だとできない遊びがある」と、制限が大きなネックになっていますよというように意見が多かったです。また、アレルギーのことについても、何名かからご意見をいただいています。また、「養生期間が多くて、子どもたちのための芝生化とは思にくい」、「今のままの芝生では子どものためにはならない」とか、「養生期間が多過ぎる」とか、「養生によってさらに狭くなっているように感じる」というようなことが挙げられてございます。

地域関係者は、そもそも「裸足はいかがなものか」とか、「外でより運動できるようにしたほうがよいのでは」とか、「子どもたちは体力がなくなっているのではないか」ということだとか、「使用できない期間が多過ぎる」、「デメリットが多過ぎる」、「使用制限が全てに影響がある」、「温暖化対策は次の策ではないのか」、「養生期間が多過ぎるのは大問題である」とか、「メンテナンスに費用がかかり過ぎているのではないのか」というようなさまざまなご意見をいただいております。

それで、最後の設問ですけれども、5番、4ページ目をおめぐりいただけますでしょうか。

校庭の芝生化を今後も継続すべきかどうかというのを、子どもには聞いてごさいませんが、教職員、保護者、地域関係者に聞いてみました。教職員は81%、保護者は68%、地域関係者は41%が肯定的な回答をいただいております。この結果から、やはり教職員、保護者は肯定的な考えをお持ちの方が多いのですけれども、地域関係者は41%と5割を切っているので、肯定的なお考えをお持ちの方は多くはないということでございます。

最後の四角囲みは、質問全体を通して、その他・自由意見というようにところを記載してもらいました。

子どもたちにつきましては、それぞれ芝生のよさに関すること、「気持ちがいい」だとか、「他校とは違っていい」とか、「生き物のすみかとなって観察もできる」だとかというようにことが挙げられています。

また、2つ目のカテゴリーとして、養生期間などに関するものは、「養生期間に遊べないから、もっと芝生の面積は狭くてもいい」というようなご意見だとか、あるいは「養生期間に屋上校庭に行くのは時間がかかる」、「養生期間がなければもっとよい」とか、「養生期間は遊べないので残念」というようなことがあります。

次のカテゴリーとしては、芝に関することは、やはり運動会のときに、ど

うしてもはげたところでやっていることがありますので、「はげにくい芝がいい」だとか、「はげない強い芝がいい」というようなご意見があります。

「管理が簡単な人工芝」というようなご意見もありました。

面積に関すること、あるいは遊具に関すること、自然に関すること、使用に関することなどもあります。その他もご覧いただければと思います。

ここで特筆すべきなのは、運動会が近くなったら芝生を植えかえてほしいというご意見もございます。実は、養生期間が終わって、運動会のときに使用できるような準備は整えているんですけども、その前の行事で使用したことによって、はげてしまうというような事実もございます。

続きまして、教職員、こちらのほうは、人工芝にならないかというようなご意見が来てございます。

続きまして、保護者、「土の運動場でもよいのではないか」、「養生期間の長さだけがやや気になる」、「裸足は夏はよいのですけれども冬はいかがでしょうか」というようなところ、また、「人工芝プラス天然芝のハイブリッド芝生を検討してはどうか」とか、「養生期間がない人工芝がよいのではないか」というようなご意見がございました。

さまざま賛否両論ある中で、子どもたち、教職員、保護者は肯定的かなというように読み取れると思います。

それで、先ほどご報告した中で、富士見小学校の子どもの体力が芝生化によって低下しているのではないかという懸念がございましたので、その辺も学校のほうに聞き取りをするとともに、東京都が実施している体力テストの結果をまとめ、千代田区と東京都の平均値とで比較をしてみました。この比較検討は、やはり単年度の比較検討ではなくて、3年間、子どもたちの体力がどう変わってきたのかというものを考えてみました。そのため、今の3年生から6年生までのデータをとってみました。なお、この体力調査は、前回の定例会でもご説明申し上げましたように、それぞれのテストの点数の合計点となっております。当然、3年生よりも6年生のほうが、点数が高くなるうかと思えます。

この検討した結果ですけれども、平成26年度においては、8グループ中8グループの体力合計点が、区及び東京都の平均値を上回っております。つまり富士見小学校の子どもたちの体力が、区に比べて、あるいは東京都に比べて低いかというと、そうではないということがわかりました。

聞き取りをしていく中で、体力合計点が大幅に区や都を超えているグループもあるのですけれども、グループに活発な子どもが多いとか、あるいは平均点が低い、同じレベルであるグループは、どちらかというと、内遊び、中で遊ぶことを好む子どもが多いということでございます。つまり体力というのが、母集団の持つ特性、運動を好むか、好まざるかなどの特性による部分があると考えられます。

また、体力合計点を大きく伸ばしているグループは、休み時間等にやはり積極的に体育館でよく体を動かして遊んでいるというようなこともございま

す。休み時間等の運動量と子どもの体力には関係性があるのではないのかと思います。

最終的な結論といたしましては、調査及び学校への聞き取りの結果をまとめますと、校庭芝生化と子どもの体力について、特に関係は認められない。ただ、現状として、校庭芝生化をしている富士見小学校の児童の体力が、他校の児童より体力が劣っているという事実はないということは、データから明らかかと思えます。

なお、机上に配付させていただきました富士見小学校さんの調査結果をグラフ化しているものもございますので、後ほど回収はさせていただきたいと思えますけれども、この数値を見ていただければ、一目瞭然かと思えます。よろしく願いいたします。

報告は以上です。

近藤委員長  
子ども施設課長

いかがでしょうか。

今、指導課長のほうからアンケート結果についてご報告があったところですけれども、現在、校庭芝生化を維持管理している業者と、芝生の管理について、何か工夫ができないか、協議を開始しております。このアンケートの結果と協議調整の結果を、また改めてお示しさせていただきまして、またこの場でご協議等をいただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

近藤委員長

今回の調査の目的が、そこにまさに書いてある、富士見小学校の関係者の意識を確認するというので、子ども、教職員、保護者というふうに質問をしているわけですが、今回出てきたこの数値というのは、ほかに何かいろいろと活用していくようなことというのはあるんですか。どこから質問が出ていて、それに提供するとか、何か具体的に今はっきりしているものがありますか。

教 育 長

富士見小学校の芝生については、さきの区議会の決算特別委員会ですとか、あるいは第4回定例会の一般質問の中で質問をいただいております。それに対して、特別委員会の席等では、区長のほうからはきちんと子どもの意見をまず聞いて、それをもとに考えたいという答弁をいたしまして、私からは、管理のあり方について、管理事業者と協議をさせてもらいたいという答弁をしています。そういった議会からの問いかけがありますので、このアンケート結果については、今後、これと、芝生の管理事業者との管理のあり方についての協議結果を総合的に、事務局として考え方を取りまとめて、この教育委員会で確認させていただいた上で、議会のほうにも回答していきたいと思っております。

近藤委員長

いかがでしょうか。

どうぞ。

中 川 委 員

今、島崎教育長がおっしゃったように、議会や議員から校庭の芝生がいかげなものかと投げかけられた問題についてのアンケートだったと思えます。養生期間は校庭で遊べないために、子どもの発達に影響があるのではという

懸念を持っている方が多かったと思うんですが、アンケートを見させていただくと、日常生活を送る児童とか教職員の方とか、当事者の方の評価というのは、保護者とか地域の方が懸念するよりも、いいという評価がとっても強かったと思います。ここにあるとおり、運動能力の調査結果を見ても、富士見小学校の子が必ずしも運動能力が劣っているわけじゃない、むしろ能力が高いという結果も出ています。

こうしたことを考慮しながら、アンケートの意見を見た上で、芝生化の問題点を見ると、養生期間が長いのではないかということと、それから、天然芝を維持するには、児童数に対して、1人当たりの面積が狭過ぎるのではないかというような意見、それから、芝生では活動が制限されるというような意見が、問題点として大きく出てくるんじゃないかなと思います。

一方、芝の校庭では運動が制限されるんじゃないかという意見があるんですけど、芝生かどうかというのにかかわらず、校庭は、子どもたちの体力をつけたり、運動をするためにどういう環境がいいのかということを中心に考えなきゃいけないと思うんです。芝にしたために、学校で取り組む体育のカリキュラムが消化できないということがないかどうかという、検証しておいたほうがいいのかなと思いました。

そういうことを全部クリアした上で、芝のこれからのあり方とか、一部を人工芝にするとか、いろんな方法があると思いますが、最終的に結論を出したらいいのではないかと思います。

指導課長

今回ご報告いたしましたのは、アンケートの結果でございまして、皆様の意識を確認させていただいて、ここから見えてくる問題点、課題点を明らかにし、今後、子どもたちにとってどのような方法、対策をとっていくのがいいのかということは、教育委員会内、事務局の中でもしっかり検討していく必要性はあろうかというふうに思っております。

ただ、今現在は、まだ結論は出ておりませんので、いただいたご指摘も踏まえて検討してまいりたいと思います。

中川委員

質問させていただきたいんですが、先にすればよかったですね。この3ページの真ん中あたりに、「アレルギー児が多いと保護者等々の資料を見てもわかる」と書いてあるんですけど、このアレルギーというのは、芝アレルギーではないんじゃないかと思うんですけども。

指導課長

学校からの報告によると、保護者からの申告で、芝にアレルギーがあるというようなお子さんは、現に少数ですけどもいらっしゃいます。学校は、そういう保護者からの申告がありますので、きめ細かに、芝生への接し方については打ち合わせをしながらやっております。

私が聞いている限りでは、2人、3人ぐらいと伺っております。ただ、この芝に対してのアレルギーというよりも、イネ科の植物に対するアレルギーとなっていますので、イネ科になりますと、花が咲いたりだとかしたときに、アレルギーを発症するとなっています。ただ、この芝生の場合は、花は咲きませんので、そういったところで違いはありますけれども、保護者から

の申告は真摯に受けとめなければならないと思いますので、学校はそのように対応をしているところでございます。

中川委員　もう一つですけども、4ページの保護者からの回答の中に、「ペレニアルライグラスには、環境省のさだめる要注意外来生物リストに含まれている」というんですが、富士見の芝がこれに当たるのかどうかというのは、調べましたでしょうか。

子ども施設課長　今、富士見小学校の芝生につきましては、ライグラスも確かに使ってはおります。要注意外来生物リストに含まれているということですが、導入をして、今のところ何か支障が生じているとか、そういうことは今のところないです。

中川委員　この種類は何ですか。

子ども施設課長　ライグラスも使用はしています。

中川委員　ライグラス。

子ども施設課長　ライグラスにも幾つか種類があるので、そこはまた確認させてください。

近藤委員長　ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

古川委員　芝生の校庭について、実際に使用している子どもたちや先生方のご意見が伺えてよかったなと思いました。

否定的な回答が多かった地域関係者の方ですが、48名、町会長やそのほか、地域で使用している方とさっき伺ったんですが、校庭開放もありますし、複合施設なので、校庭がどのように校庭開放以外に開放されているかわからないんですけども、もう少し地域関係者48名の中で、実際使われている方の内訳を知りたいなと思ったんですけども、それは、実際使われている方のご感想が聞きたくて。

指導課長　今手元に資料がないので、雑駁に私のほうで報告をした以上のことは、今お答えすることはできません。

古川委員　わかりました。すみません。

では、あと1点なんですけども、補足資料のまとめのところで、2番で、富士見小の子どもたちの体力の実態がわかって、「休み時間等に体育館でよく体を動かして遊んでいる」という記述がありますが、これは、養生期間のときに体育館を使っているのか、それとも、校庭よりも体育館を使っているということなのか、どちらでしょう。

指導課長　養生期間に、校庭ではなくて、体育館でよく体を動かしているというグループ特性です。

古川委員　わかりました。ありがとうございます。

近藤委員長　今回出てきた数値だけで、表面的にずっと見ていくと、子どもたちにも保護者にも大変評判がよくて、継続の方向性ということが出てきているんですけども、3ページの、さっきアレルギーのところでは話がありましたけれども、その1つか2つ下に、「設問が恣意的では」というのがありますよね。ちょっと意味がとれない部分もありますけれども、でも、芝生でよかつ

たという記述というのは、ほとんどが感情的なというか、情緒的な意見ですよ、実際に使っている子どもたちの。だから、子どもがよければそれでいいのかということでは決してないと思うし、3ページのほう、いろいろな記述のほうが、より教育的な本質をついた部分の意見がいっぱいあるように思えるんですよ。

ですから、やっぱり今回のこの数値だけではなくて、先ほど教育長がまとめてくださったような新たなものとの兼ね合いを考えてというんでしょうか、要は養生期間があるということが最大の欠点で、ほとんどがそこへ行き着くわけですから、それを何とか解決しない限りは、いつまでたってもこの問題というのは解決しないのではないかなと思います。今後もそのあたりを詰めて考えていただければありがたいなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

古川委員 このアンケート結果ですけれども、先生方、保護者、地域の方、アンケートをお願いした方には、まとめられたものは配られますか。

指導課長 当然ながら、このアンケート結果、公表しないということはないものですので、アンケートにご協力していただいた人、していただかなかった人の区別なく、公表してまいりたいと思います。

古川委員 はい。

近藤委員長 よろしいですか。

(了 承)

近藤委員長 では、先へ進んでまいります。

次をご説明ください。

指導課長 それでは、指導課の報告2点目、平成26年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（東京都）の結果（確定版）についてご報告を申し上げます。

お手元の資料、A4横版、2点ステープラーどめのもをご覧ください。

例年実施している東京都の学力調査ですけれども、今年度の取りまとめができましたのでご報告いたします。

実施日は、平成26年7月3日木曜日でございました。

対象及び教科は、例年どおり、5年生の4教科、中学校2年生の5教科でございます。

今回は、資料を、教科ごと、それと観点ごとにグラフ化したものをご報告したいと思っております。特に、観点別の観点では、情報を取り出す力、比較・関連付けて読み取る力、あるいは意図や背景、理由を推論したり解釈したりして解決するという、この3つの観点をつけ加えております。

それでは、資料の1枚目の3番の全体分析をご覧ください。

小・中ともに、正答率が都の平均よりも7から12ポイントほど高く、区といたしましては、指導内容がおおむね定着しているということがおわかりになるかと思えます。一方、先ほど申し上げました読み解く力は、東京都と同様、各教科の観点と比べて、総じて低い傾向にございます。東京都も低

く、千代田区の子どもも低いということでございます。

特に、小学校の国語、中学校社会、数学、理科、外国語、いわゆる英語の「読取」、それと「解決」という観点が50%を下回っているという大きな課題が見えてきているものでございます。

これらの、今までは習得中心的な授業が多かったんですけれども、習得よりも活用、探求の学習が不足していると捉えることができますので、各教科において、①必要な情報を正確に取り出す、②比較・関連付けて読み取る、③意図や背景、理由を推論したり解釈したりして解決するという3つのステップを踏んだ、問題解決型の授業改善が一層求められるのではないのだろうかと分析をしております。

それでは、小学校から順に、グラフの説明をしてみたいと思いますので、1枚おめくりいただいて、1枚目は私のほうでご説明申し上げますので、グラフを見ながらご報告を聞いていただければと思います。

小学校の国語でございますけれども、観点別の「話・聞」、「書く」、「言語」に関しては、東京都よりも10ポイント以上、平均正答率が高うございます。一方、「書く」観点の平均正答率は、他の観点と低くなっているのがおわかりかと思えます。国語の力の中でも、「書く」という観点が若干低いということがおわかりかと思えます。そこで、文章を書き、自分の考えを明確にさせる指導が一層求められます。

続きまして、小学校の社会科ですけれども、「知識」に関しましては、10ポイント以上、東京都の平均正答率より高いということで、千代田の児童は、社会の知識は優位にあると。一方、「思考」の平均正答率は、他の観点と比べてやはり低いということが見られるかと思えます。社会的事象の意味についての思考判断したことを、適切に表現する指導が求められるかと思えます。先ほど申し上げましたように、問題解決型の授業をしていけば、意味についての考えだとか、あるいは表現するということができてくるかと思えます。

1枚おめくりいただいて、小学校の算数でございます。こちらは、「技能」、それと「思考」に関しては、10ポイント以上、都の平均正答率よりも高いという結果になっております。ただ、「知識」の正答率は、他の観点と比べて低くなっております。

問題を見てみますと、数量や図形についての知識に若干課題が出てきております。数の構成、例えば4万300は10を何個集めた数ですかというような問題だとか、図形の構成で、平行な辺の数は幾つありますかというような知識的なことを問う問題に関して若干低くなっているというのは、ここ数年ずっと同じような傾向があるかと思えます。なので、東京都も毎年こういう問題を出してきているんだとは思いますが。若干そういう傾向がありますので、それらの数量や図形についての豊かな感覚だとか、その意味だとか、性質の理解をしっかりと、ただ暗記するということではなくて、考えさせる指導が求められているのではないのかと分析できます。

続きまして、小学校理科でございます。「知識」に関しては、10ポイント以上、都の平均正答率よりも高いですけれども、やはり「思考」、「技能」が、ほかの観点に比べると、若干下回っているものがございます。理科では、観察、実験等で思考を高める、分析したりだとか、関連付ける、そういう思考を高める学習を取り入れたり、観察や実験の記録を的確にまとめるだとか、表現するというような指導が求められてきます。

続きまして、中学校でございます。

中学校の国語でございますが、こちらも「書く」、「言語」に関しては、都の平均正答率よりも10ポイント以上高いものの、「書く」というものは、小学校同様、平均正答率は、他の観点と比べて低いのがおわかりかと思えます。こちらも、中学校の発達段階に合わせますので、ただ自分の考えを書くというだけではなくて、筋道を立てて文章を書く、そして自分の考えを豊かにさせていくという指導が必要になってくるかと思われまます。

続きまして、中学校の社会科でございますが、「知識」に関しては、都の平均正答率よりも約10ポイント高いのですけれども、こちらも、「思考」に関して、小学校同様、他の観点と比べて平均正答率が低くなっております。これは、小学校からの積み上げというようなこともあろうかと思えますが、社会的な事象に対して、思考、考えたり判断したりすることを適切に表現させるという指導が必要かと思っております。小学校と同じ課題かと思えます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、数学でございます。「思考」、「技能」、「知識」に関しては、都の平均正答率よりも約10ポイント高いものの、問題の難易度もあるのかもしれませんが、この数学、「思考」がぐっと、東京都も千代田も下がってございます。数学的な見方だとか考え方を身につけさせる指導が一層重要なのではないのかと思っております。

例えば、台形の面積の公式を使って問題を解くというのは、速やかにできると言うんですけれども、その公式をつくり上げていく過程だとか、求め方の考えを図であらわしたりだとか、図で考えるというような関連付けた、あるいは根拠を示していくというような数学的な見方、考え方が弱いと。平たい言葉で言えば、応用した問題が弱いというところがあるかと思えます。

続きまして、理科でございます。全体的に正答率が、他教科に比べて低いのが気になるころではあります。毎年、千代田の子は理科が若干弱いと。東京都もちょっと低いんですけれども、問題の難易度というものもあるんですけれども、理科が低くなっております。特に、「思考」の平均正答率は、他の観点と比べて低く、やはり小学校と同じで、しっかり実験、観察を分析して考える経験だとか、あるいはそれをきちんとまとめて表現するということが、これからも指導の重点に置かれていくのかと思えます。

続きまして、英語でございます。英語は、「能力」、「表現」につきましては、東京都の平均正答率よりも10ポイント以上高くなっておりますけれど

も、こちらも、「表現」が、他の観点よりも比べて低いということから、もっともって外国語、英語で話したり、書いたり、自分の考えを英語で表現させる指導が一層必要になってくるのかなと分析しております。

それで、今回、各教科の主な観点については、今ご報告申し上げたとおりですけれども、もう一度、小学校の国語に戻っていただけますでしょうか。右から3つ、「取出」、「読取」、「解決」というのが読み解く力の観点別に示したものです。

改めてご説明申し上げます。読み解く力というのは、必要な情報を正確に取り出す力、ここでは「取出」と表記しています。2つ目が、比較・関連付けて読み取る力を「読取」と表記しています。3点目の意図や背景、理由を理解、解釈、推論して解決する力を「解決」と表記しております。この3つからなっております、問題の構成としましては、情報をちゃんと取り出すことができるか、また、その取り出した情報とほかの情報と関連付けて、比較しながら読み取ることができるのか、そして、最後に、この資料からどんなことがわかるのかという一連の流れの問題形式になっております。

もう既に一通りお目通しいただいておわかりかと思うのですが、割と千代田の子どもたちは、①の必要な情報を取り出すと、正確に取り出す力は割とできております。平均正答率50%を上回っていることが多いかと思えます。ただ、2つ以上の資料を比較したりだとか、関連付けて読み取る力が、国語でもがくと、東京都もそうですけれども、50%を下回ってしまいます。さらに、その資料が何を言っているのかということを読み取って解決していくというのも低くなっております。この「取出」がよくて、「読取」、「解決」が低いというのは、どの教科でも同様でございます。

例えば、国語の問題でいえば、2つの資料が、資料Aと資料Bがありまして、問題に出てくる男の子が記憶について調べているのですけれども、その記憶について述べられている資料Aというものがあるんですね。その中に、短期的な記憶と長期的な記憶の資料があります。この「取出」というのは、例えば短期的な記憶について記述しているのはどちらでしょうかと。それで、資料Aですよとか、Bですよというような答え。関連付けるというのは、例えば短期的な記憶の中でも、その要点をしっかりとまとめている資料はどれでしょうかというようなことだとか、その資料からどんなことがわかりますかというようなことを聞くのが、読み取る力、「読取」になります。最終的に、資料Aと資料Bからわかることをまとめた文章として正しいものは次のうちからどれでしょうかというので、選択をするということになります。そんな問題がございまして、その中から、やはり「取出」は得意なんですけれども、「読取」、「解決」が弱いというのがあります。

順に見ていただきますと、社会科も同じ傾向だと思います。小学校の算数、理科もそうだと思います。中学校の国語は、逆に「取出」が一番低くて、「読取」、「解決」が高くなっております。中学校社会も、「読取」が50%を下回っています。中学校数学に関しては、もう「解決」ががくと

下がってしまいます。

これは、中学生の100メートル走のタイムを、東中学校の2年生男子と西中学校の2年生男子の、分布している表から情報を読み取っていったり、このことでどんなことが言えるのか、最後にどんなことが言えるのかというのは、なかなかできていなかった、難しかったんだと思います。問題文を見ていないので、なかなかわかりづらいとは思いますが、そういう傾向があるということで、中学校理科もがくと下がっていて、英語、外国語もかなり下回っているものでございます。

今年度、読み解く力のことについても少しお話ししたんですけども、問題文がないのでわかりづらかったかとは思いますが、読み解く力については、先ほど来のような傾向があるということをご報告申し上げたいと思います。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問はございますか、何か。

どうぞ。

中川委員

いろいろ学校を回らせていただくと、教科を超えた取り組みというのが、いろいろ試みられてはいるんじゃないかというのを感じるんですけども、ですから、これが効果が出てくるように、さらに取り組んでいただければと思います。

指導課長

ありがとうございます。中川委員おっしゃるとおり、学校現場では、こういう課題に対して、さまざま教科の枠を超えた授業展開をしたり、あるいは子どもたちに考えさせる、子どもたちの中で議論をさせるというような授業も多くなってきておりますので、これからますますそういった授業が増えてくれば、この問題も解決されていくのではないのかと思います。

近藤委員長

いかがですか。

授業改善ということで、問題解決型の学習をということは、もう前々から言われて、学校としてはそれにしっかり取り組んでいて、それなりの結果も多分出てきているんであるかと思います。けれども、こういうテストをするたびに、細かく分析をして、何か数値をこねくり回して、学者と言われる方々が自己満足しているようにしか聞き取れないのです。何ていうんでしょうかね、こんなに細かく分析をする必要があるんでしょうかね。これはもう問題と関連してというか、問題のちょっとした助詞の置き方1つで、使い方1つで、そのあたりはもう全然読み取り方が違ってきてしまうようなものになっていくのではないんですかね。もっともっと学校の教員を信じて、課題解決学習といたら、そういう大きいくりでしっかりと取り組んでいただく学校の実践を尊重してお任せするというような方向で、私はいいのではないかなと思うんです。

今ご説明していただいた課長の立場も重々わかりつつ、言わせていただきました。決して苦情ではなくですね。

近藤委員長  
指導課長

ほかにいかがでしょうか。

(なし)

なければ先へ進んでください。

それでは、指導課の報告の3点目、いじめ、不登校、適応指導教室の状況(平成26年11月)のご報告をさせていただきたいと思います。

皆様の机上には、訂正版というのがあるかと思いますが、そちらをご覧になっていただけますでしょうか。

こちら、今回がご報告3回目ということになるのですが、若干数字が、1回目、2回目の報告と若干ずれが出てきてしまったりということも正直ございます。というのは、例えばいじめの報告数、今回多くなっているのですが、報告そのものが、今回初めて上がってきたというものも実際ございます。時期的に、10月にもう解決しているのですが、解決したのでご報告いたしますということも、正直なところございます。ですので、今回の数字が最新のデータであると、情報であるということをお含みおきいただいて、ご報告をお聞きいただければと思います。

それでは、ご覧ください。

まず、いじめの報告数でございます。今回新たにいじめの報告が上がってきたのは、小学校の5年生、男の子1件、それと女の子1件の計2件でございます。この2件ですが、いずれも発生して間もなく解決することができました。中学校のほうは、1年生、男子1件、女子3件、計4件、うち解決したのが1件、未解決が3件でございます。継続的に見ていくということもございます。2年生が、男子2件、女子1件、合計3件でございます。この3件につきましては、全て解決しているものでございます。

続きまして、不登校者数をご覧ください。

小学校につきましては、新たな不登校者数のご報告はございませんでした。中学校のほうは、1年生、男子、女子とも1名ずつの計2名でございます。これは未解決が3となっておりまして、前回、矢印はついておりませんが、今回1年生、新たに出てきたということですので、3名ということになります。2年生につきましては、男子が1名でございます。未解決も1名プラスされて5になっております。続きまして、3年生は、男子が1名でございます。合計1名で、こちらはまだ未解決ということで、9となっております。不登校者数の後期課程は、変わりはありません。

次に、適応指導教室の利用数ですが、小学校と中等の後期課程は変わりませんが、中学校の2年生男子が1名多くなりました。この1名は、括弧で書いていた、体験入級数の(1)、体験していたお子さんが正式に利用を始めたというものでございます。ですので、合計数が2となります。1から2になっております。

いじめ、不登校、適応指導教室の状況についての報告は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問、もしあれば、出してください。  
よろしいですか。

(な し)

近藤委員長 じゃあ、先へ進みます。

### ◎日程第3 その他

#### 子ども総務課

- (1) 平成26年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価 有識者意見
- (2) 教育委員会行事予定表
- (3) 広報千代田（1月5日号、1月20日号）掲載事項

近藤委員長 日程第3、その他に入ります。

子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長 それでは、子ども総務課のほうから、その他事項ということで、3点ご報告申し上げます。

まず、(1)平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価有識者意見ということでございます。

こちら、毎年度実施しております教育に関する点検・評価についてです。有識者の方々に意見をまとめていただいておりますが、そちらの意見のほうですが、先週、4識者とも届きましたので、本日、資料という形でお出しさせていただきました。

これにつきましては、こちらの有識者の方々の意見を踏まえまして、事務局として、点検・評価の内容(案)を改めてこの定例会に出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、こうした意見が有識者の方から出たということで、参考におつけたものでございます。

それから、続きまして、(2)の教育委員会の行事予定、それから、広報千代田につきましては、例会のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

ご説明は以上です。

近藤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。これが最後になりますけれども、ご質問等はございますか。

どうぞ。

子ども総務課長 追加で、申し訳ございません。

資料のほうが開いているところがございましたので、(2)の教育委員会の行事予定表、こちらの1月6日(火)、何も入ってございませんが、例年どおり賀詞交歓会をグランドパレスで行います。委員の皆様の方には直接ご案内が行っていると思っておりますので、こちらのほうもよろしくお願いいたします。

近藤委員長  
古川委員

ます。申し訳ございませんでした。

どうぞ。

有識者の方の評価についてです。まず、明石先生のところでは伺いたいのですが、3番の学童クラブへの取り組みについてコメントをいただいています。そこに出てくる指導員、主任指導員とあるんですけども、学童クラブの先生方のことを指導員と呼ぶのでしょうか。それとも、学童クラブでいろいろ子どもの面倒を見ていただいている方のほかに、指導員という立場とか、主任指導員という立場の方がいらっしゃるのか。学童クラブの先生方について、どういうシステムになっているのか。

子ども総務課長

すみません、ちょっと今、センターの所長が所用で抜けてしまいましたので、その点については、次回、またご説明させていただきます。申し訳ございません。

ここの明石先生の意見の趣旨でございますが、学童クラブについては、改めて学童クラブの実施の要件について、条例で定めることになりました。来年度から新しい子ども・子育ての新制度が発足するに当たりまして、今現在行っております厚生労働省のガイドラインに準じた形ではあるんですけど、この指導員については、新たな資格が必要になるということで、その1つといたしまして、区が指定する研修を受けた者ということがございますので、その関連で、明石先生からこうしたご指摘があったと我々は理解しているところでございます。

これについては、改めてセンターの所長からご説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

古川委員

あと、湯川先生ですが、(2)の子ども発達センターについてのコメントがあって、その中で、保育所在園児についても療育指導の機会を増やすと、そういったことも期待したいとありますが、保育所の保育園児についての療育の機会というのは、今どうなっているのか、ほかの幼稚園との何か差があったのかなど、この記述を見て思いました。例えば、さくらキッズについての紹介やつなげ方とか、いろいろあるのかもしれませんが、療育指導の機会について、他園と何か差があるのでしょうか。

子ども支援課長

保育所の在園児についての指導ですけども、保育所の保育士に対して発達支援アドバイザーが行って、いろいろな保育所の先生に対して、こういった接し方をしたほうがいいのか、そういったことを事細かくアドバイスを受けて、それをまた書面にして、子ども支援課にも報告をいただいている形です。この湯川先生が述べられているのは、そういう機会をもう少し増やしていったほうがいいのかということをおっしゃっているのではないかと考えております。

幼稚園との差というのは、特段ないと思います。機会を、保育園も幼稚園もあわせて、事細かにやっていったらどうかということであると思っています。

古川委員

幼稚園と保育園の差はなく、このことについては、保育園内での指導のこ

とですか。例えば、さくらキッズの先生方が各園を回って、いろいろご指導  
いただく機会もあると伺っていますし、子ども支援課の中で、元園長先生だ  
った先生方が指導に向かわれたりという機会があると伺っていますが、そう  
いったことなんでしょうか、この療育の機会というのは。どういう意味でし  
ょうか。

子ども支援課長

恐らくさくらキッズとの連携の中での、指導の中身については差はないと  
思うんですけども、結構こういった発達に課題を抱えたお子さんというの  
は、日々様子が変わっていくものですから、より多く、回数、ご指導いただ  
ければ、保育所のクラス担任であるとか、そういったところの影響をより数  
多く受けるという意味での機会を増やすということをおっしゃっているん  
ではないかと思っているんですけども、ちょっとわかりづらくて申しわけあり  
ません。

近藤委員長

よろしいですか。

古川委員

簡単にもう1点。その下の(3)で、いじめ防止についてなんですけれど  
も、スクールライフサポーターの派遣についてのコメントがありました。小  
学校のスクールライフサポーターの方は、学校に伺ったときに、どういった  
方がというのはよくわかるようになったんですが、中学でのスクールライフ  
サポーターの活動の実態が見えません。今でなくて構わないんですが、中学  
でのスクールライフサポーターの方は学生さんだったと思いますが、機会を  
見て、どのような活動をされているのか伺いたいなと思いました。

指導課長

小学校のほうは、割と毎日のように入っていただいているケースが多いの  
で、私たちが訪問した際にも、あの方がスクールライフサポーターですと、  
実際に見ることができるのですけれども、中学校のほうは、各校7名で、毎  
日というわけにはいかず、また、1日いるということもいかない場合があります。  
というのは、学生だから講義だとか授業が入っておりまして、その学生  
の都合のいいときに来ていただいているというのが実際です。ですので、  
1週間に1回しかいらっしゃらなかったり、あるいは1週間に2回来ても午  
前中だけだとか、機会が限られております。

授業の中でも、その子を個別に対応していくというよりも、割と見守る姿  
勢が多いので、例えば教室に入っていったときに、教室の端のほうにいて、  
そっと見守りをしているだとか、あるいは授業で困っているお子さんがいた  
ら、そこにすつと行って声をかけてあげたりだとか、そういうことを主な活  
動としております。また、中には、部活動と一緒に入って、中学校の場合  
は、いじめ対策ということで、部活の中でのいじめもあるというデータもご  
ざいますので、部活に入っていて、一緒に活動しながら見守りをして  
いくという活動が主な活動でございます。

ぜひ機会があれば、学校のほうに、そういった時間も設定していただい  
て、見ていただければと思います。

古川委員

よろしくお願いします。

教育長

有識者の方々の貴重なご意見で、これをもとに、最終的には、教育委員会

自らが点検・評価をすることになりますので、貴重なご意見をいただいた上で、意図がはっきりしないものについては、こちらから別途お問い合わせをさせていただいて、教育委員会の点検・評価が、このご意見をきちんと踏まえたものになるように、配慮させていただきたいと思います。

事務局で少しやりとりをさせていただいた上で、それを踏まえた教育委員会としての点検・評価の考え方をご提案させていただいて、ご意見をいただいた上で区民の方に公表したり、議会に報告したりという形にさせていただきます。

近藤委員長      ありがとうございます。

どうぞ。

古川委員      もう1点だけ。武内先生の裏面ですが、学校から配布される手紙を、ICTを活用して保護者に提供する形についてのコメントがありますが、個人的には、それがいいかどうか、今はっきりわからないんですけども、ただ、学校からの手紙が、子どもはもらうんですけども、子どもから保護者に渡っていないことがあると聞きます。こういった形に今後なっていくのかなと、ありなのかなとは思ったんですが、現時点で、そういった配布や発信の仕方をしている学校は区内にあるんでしょうか。

例えば、行事写真ですが、業者が入って、私の子どもの学校では、校内に展示されて、希望のものを買うんですけども、別の区内の小学校では、ネット上で見れるそうで、それはゆっくり見られていいなと思いました。それは入っている業者のやっていることだと思うので、また別かもしれませんが、学校発信のものをこういう形でパソコン等を使って発信されている実態はあるんでしょうか、今現在。

近藤委員長      どうぞ。

指導課長      緊急性を要する不審者情報だとか、あるいは台風による休校のお知らせだとかというのは、電子メールを活用して情報の発信をしております。ただ、100%カバーできるかという問題が学校の悩みどころでございまして、メールの登録者数も100%にはなっていないというのが現状です。ですので、利用される方からしてみれば、ICTの活用を大いに期待しているところですけども、活用していない方からしてみれば、それだけで情報発信してしまっただけでは困るというような一方の意見がございまして、では、両方に対応して学校がしていかなければならないのかということになりますと、やはり情報の即時性を重視するだとか、そういったときにはICTを活用したり、あるいは手紙だとかというものは、確実に子どもを通じて、紙媒体でお渡しするというのが今のところかなと思っております。

子どもから保護者に渡らないという課題につきましては、やはりこれは家庭の中で、しっかり学校から渡されたものは親に渡すんだよという家庭教育の問題でもあるのではないのかと思っております。

社会が変わり、子育てが変わり、雇用といいますか、働き方が変わってくる中で、学校からの情報発信という方法も変わっていかなければならないと

は思っているところではありますけれども、今、最善な方法ということで、学校は取り組んでいるということをご理解いただければと思います。

古川委員  
教育長

よくわかりました。ありがとうございます。

この教育に関する事務の管理執行に関する点検及び評価は、実施するのは、あくまでも教育委員会というのが法律上の定めになっていて、教育委員会が評価をするのに、有識者の意見を参考にするという形になっています。有識者の方の意見は大変重要ですが、これそのものが教育委員会の事業に対する評価になるわけではなくて、これをもとに、教育委員会が自ら点検・評価をすることになります。

ですから、教育委員会が評価をするに当たって、いただいた有識者の方の意見をきちんと受けとめていないと、教育委員会としての自己評価が適切に行えないことにもなるので、有識者の方のご意見なりの意図等が不明な部分については、別途お問い合わせをさせていただくなりして、正しく教育委員会としての自己評価をするようにしていきたいと思えます。

中川委員  
教育長

有識者の意見は、今までは何かこのまま出ていたような気がするのですが。

貴重なご意見ですから、これはこれで点検・評価の最終報告の中に資料として載せていましたけれども、これをもって点検・評価とするのではなくて、これをもとに、教育委員会としての点検・評価をするという形でやってきています。

子ども総務課長

今の教育長のご発言に補足させていただきますと、教育長から今お話がありましたように、点検・評価はあくまでも教育委員会が行う自己評価ですので、その自己評価をするに当たって、有識者の方々のご意見を活用してくださいということになっていますので、点検・評価報告書というものをこの後作りまして、報告書の案をこちらの定例会に提出させていただきますが、その際には、この本日出ました有識者の方々の意見は、参考資料という形で、そのままの形で載せさせていただきます。これを踏まえた上での教育委員会としての考え方というのを、別に新たに作って載せますので、そちらをまた皆様にご議論していただく形にはなります。

教育長

この点検・評価の有識者の意見を、教育委員会で加工することは全くありません。参考資料として、あくまでもそのまま載せさせていただきますけども、最終的に、法律に基づく管理及び執行状況の点検・評価の実施主体は教育委員会になりますので、これを踏まえて、教育委員会の責任でさせていただきます。

中川委員

そうすると、この明石先生の話でも、何とかしてもらおうと助かるとか、そういう注文であるとかが出ていますよね。その辺を、どこまで私たちが酌み取るかということが大事になるかと思うんですが。

近藤委員長

毎年と同じような形で進行はしていると思うんですが、私どもが有識者の方からいただいたこの意見が、何をおっしゃっているのかということがよく理解できないと、この先、事務局から原案を出していただいても、なかなか

話が進まないということもありますので、会議の場ではなくなりますけれども、またこれをじっくり、少し時間をかけながら見て、この部分はわからないから確認してほしいという項目があったら、事務局へご連絡をするということでもよろしいですか。

子ども総務課長

はい。

中川委員

それは、子ども総務課長に連絡すればよろしいですか。

子ども総務課長

子ども総務課のほうにお願いします。

近藤委員長

そのほかはいかがですか。

先へ進んでよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

それでは、当初予定したものは終了ですが、何か緊急で、いかがでしょうか。ございますか。

(な し)

近藤委員長

教育委員のほうからはどうでしょうか。何かございますか。よろしいですか。

(な し)

近藤委員長

それでは、特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。

それと、次回が1月13日ですが、現在のところ会議に諮る案件がないため、休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

それでは、次回は1月27日ということになります。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。終わります。